

## 基準 1 5

## 公的主体等開発地における建築

1 平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日法施行以前の法第 2 9 条第 1 項第 4 号により開発許可不要であった造成済の土地であること。

2 建築物の用途は開発当時想定した用途の建築物であること。

\*旧都市計画法第 2 9 条第 1 項第 4 号：国、都道府県、指定都市等、地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 2 第 1 項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港湾局又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行う開発行為